

令和5年度福島県立あさか開成高等学校前期選抜募集要項

〒963-8018 郡山市桃見台 15-1
TEL 024-932-1714

1 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

2 通学区域

県下一円とする。

3 募集定員

- (1) 特色選抜
募集定員(160名)の5%程度とする。
- (2) 一般選抜
募集定員(160名)から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格を有する者は、次の(1)または(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 調査書
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校ウェブページよりダウンロードしたもの)
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)

- ③ 健康診断書（令和 5 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 県外からの出願

県外からの志願者は、この要項の「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 出願の特例措置

県外からの志願者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項に示した「8 県外からの出願」を準用する。

10 出願期間

令和 5 年 2 月 3 日(金)から 2 月 8 日(水)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額（404 円）の切手を貼付した返信用封筒(長形 3 号)を同封の上、令和 5 年 2 月 8 日(水)正午までに必着とする。
その場合、事前に本校校長に連絡する。

11 願書受付

- (1) 志願者に対しては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次に該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ・入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

12 出願先変更

志願者は、令和 5 年 2 月 9 日(木)から 2 月 13 日(月)までの期間内で、1 回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

- (2) 志願者は、自己申告書を提出した場合、自己申告書受領書を受け取る。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。
郵送の場合には、2月15日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

15 選抜方法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校は、県内唯一の国際科学科の高等学校である。SDGsへの取り組み、地域社会や海外での学習活動を含めた多様な経験を通して、自らのよさを生かし、様々な人と力を合わせ、主体的に社会の課題解決について考え行動する人材の育成を目指している。そのため、本校の特性を十分に理解し、入学後、学業と両立しながら様々な活動に積極的に取り組み、それらの活動を通して自らを高めようとする生徒を求めている。

① 学力検査

5教科とする。

満点は、250点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機及び高校生活での目標や取り組みたいこと等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化し、205点満点とし、合計400点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、特色選抜志願理由書に基づき、本校で学ぶ意欲や目的意識等についてみる。面接については点数化し、300点満点とする。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、950点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施し一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出席した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

5教科とする。

満点は、250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容について精査する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。

面接については、段階評価する。

- ④ その他
学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

16 学力検査、一般面接・特色面接の日時・会場等

(1) 学力検査

- ① 日時
令和5年3月3日(金) 午前9時～午後3時10分
- ② 日程
午前8時15分までに本校に集合すること。

8:15	8:45	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼・ 諸連絡	休	国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(30分)	(15分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ③ その他
外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
傾斜配点は実施しない。
- ④ 持参するもの
受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む))は使用できない。
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (2) 一般面接
- ① 日時
令和5年3月3日(金)の学力検査終了後に実施する。
- ② 日程
午後3時30分～午後5時05分(予定)
- (3) 特色面接
- ① 日時
令和5年3月6日(月) ※午前8時15分までに本校に集合すること。
- ② 日程
午前9時～午後4時(予定)
- (4) 会場
福島県立あさか開成高等学校

17 追検査等の実施

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、追検査の受験資格がある志願者がいる場合には、追検査を実施する。手続き等については令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。

(1) 日時 令和5年3月9日(木)

- ① 学力検査と一般面接の追検査を受験する者
集 合：午前8時15分まで
学力検査：午前9時～午後2時45分
一般面接：午後3時～(終了時刻は志願者により異なる。)
(学力検査の日程は「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。)
- ② 学力検査と一般面接及び特色面接の追検査を受験する者
集 合：午前8時15分まで
学力検査：午前9時～午後2時45分
一般面接：午後3時～(終了時刻は志願者により異なる。)
特色面接：午後3時30分～(終了時刻は志願者により異なる。)
(学力検査の日程は「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。)

- ③ 一般面接の追検査のみを受験する者
集 合：午後 2 時 45 分まで
一般面接：午後 3 時～（終了時刻は志願者により異なる。）
- ④ 特色面接の追検査のみを受験する者
集 合：午後 2 時 45 分まで
特色面接：午後 3 時～（終了時刻は志願者により異なる。）
- (2) 会場
福島県立あさか開成高等学校
- (3) 持参するもの
追検査等受験許可証及びこの要項の「16 学力検査、一般面接・特色面接の日時・会場等」の「(1) 学力検査」「④ 持参するもの」に示したものを。
- (4) その他
令和 5 年 3 月 3 日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を 1 教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

18 合格者発表

- (1) 令和 5 年 3 月 15 日（水）正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

19 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

20 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和 5 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) この要項に記載されていないものについては、令和 5 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定めるところによる。